

2 再募集

(1) 平成16～18年度入試

合格者が募集定員に対して1名でも満たなかった全ての学校で再募集を実施する。

「平成18年度岩手県立高等学校入学者選抜実施要項」

Ⅱ－第1－1 再募集を行う学校

合格者が募集定員に達しなかった高等学校は、その課程及び学科（学系・コース）別に再募集を行う。（以下略）

(2) 平成19年度入試～

欠員が募集定員の概ね10%より多い学校は再募集を実施することができる。

「平成23年度岩手県立高等学校入学者選抜実施要項」

Ⅲ－第1－1 再募集を行う学校

欠員が、募集定員の概ね10%より多い高等学校は、その学科（学系、コース）別に再募集を行うことができる。（以下略）

※【別添資料】参照

「平成19年度以降の県立高校入試の改善について（提言）」

（平成18年6月1日）

Ⅲ－4－（7）再募集について

再募集は、一般入試の合格者がひとりでも募集定員に達しなかった場合に必ず実施するよう定められたが、実施校における負担が大きく、推薦入試を導入した場合、再募集の在り方については、各高校の裁量を拡大する方向で検討することが必要である。」

(3) アンケート（校長）

ア 高等学校（平成20年度調査）

- 「現行どおりでよい」が6割である。（60%）
- 再募集の判断は、「県教委が県全体としての観点から判断することが望ましい」との意見が多い。
- 再募集実施日程が遅い。
- 地域や学校種によって再募集の%に対する要望が異なる。

イ 中学校（平成22年度調査）

○「現行どおりでよい」が8割である。（78.9%）

○「実施の有無は、すべて学校裁量とした方がよい」という意見も約20%ある。

(4) 平成23年度 岩手県立高等学校入学者選抜 再募集 合格者一覧

ア 全日制

学校名	大学科名	学科・学系・コース	募集定員	欠員率 (%)	合格者数	総受検者数
沼宮内	普通	普通科	23	28.8	4	4
葛巻	普通	普通科	25	18.8	3	3
平舘	家庭	家政科学科	12	30.0	0	0
雫石	普通	普通科	26	32.5	1	1
花巻南	普通	人文科学自然科学	11	9.2	4	4
	普通	スポーツ健康科学	3	7.5	1	1
	普通	国際科学	6	15.0	1	1
花北青雲	工業	情報工学科	7	17.5	1	1
黒沢尻工業	工業	電子科	9	22.5	2	2
	工業	土木科	5	12.5	0	0
西和賀	普通	普通科	10	25.0	4	4
	普通	福祉情報	15	37.5	3	3
水沢農業	農業	環境工学科	30	75.0	7	8
	農業	生活科学科	7	17.5	0	1
前沢	普通	普通科	25	20.8	5	5
一関工業	工業	電気科	3	7.5	2	2
	工業	土木科	18	45.0	2	2
花泉	普通	普通科	26	32.5	1	1
大東	商業	情報ビジネス科	19	47.5	1	1
高田	水産	海洋システム科	16	40.0	1	1
住田	普通	普通科	52	65.0	0	0
宮古北	普通	普通科	13	32.5	1	1
岩泉	普通	普通科	21	26.3	2	2
久慈工業	工業	電子機械科	3	7.5	0	0
	工業	建設環境科	17	42.5	0	0
種市	普通	普通科	21	26.3	3	3
大野	普通	普通科	23	28.8	0	0
軽米	普通	普通科	43	35.8	4	4
伊保内	普通	普通科	34	42.5	0	1
福岡	普通	普通科	49	24.5	5	5
福岡浄法寺	普通	普通科	36	90.0	0	0
合計24校		31学系・コース	608		58	61

イ 定時制

学校名	大学科名	学科・学系・コース	募集 定員	欠員率 (%)	合格 者数	総受検 者数
盛岡工業	工業	工業科 (定)	38	95.0	1	1
一関第一	普通	普通科 (定)	34	85.0	4	4
大船渡	普通	普通科 (定)	33	82.5	0	0
釜石	普通	普通科 (定)	33	82.5	0	1
宮古	普通	普通科 (定)	35	87.5	0	0
久慈長内	普通	昼間部	27	67.5	0	2
	普通	夜間部	36	90.0	0	0
福岡	普通	普通科 (定)	34	85.0	1	1
合計 7校		8学系・コース	270		6	9

[参考]

○杜陵高校後期日程 (本校、奥州校)

- ・再募集とは別枠で設定
- ・選抜学力検査は再募集検査と同日実施
- ・一般選抜学力検査を受検していなくても受検可能

学校名	大学科名	学科・学系・コース	募集 定員	合格 者数	総受検 者数
杜陵	普通	1. 2部	46	13	23
杜陵	普通	3部	37	3	3
杜陵奥州	普通	昼間部	10	4	4
杜陵奥州	普通	夜間部	36	0	0
合計 2校		4学系・コース	129	20	30

○杜陵高校通信制 (本校・宮古分室、奥州校)

- ・選抜検査…… 4月上旬

Ⅲ 再 募 集

第1 募集・出願

1 再募集を行う学校

欠員が、募集定員の概ね10%より多い高等学校は、その学科（学系、コース）別に再募集を行うことができる。なお、杜陵高等学校は再募集を行わない。

2 応募資格

原則として、平成23年度岩手県立高等学校一般入学者選抜又は盛岡市立高等学校一般入学者選抜を受検し、合格しなかった者

3 募集人数

募集定員から入学者選抜合格者数（推薦・連携型入学者選抜も含む）を引いた人数とする。

なお、再募集を行う高等学校（課程・学科等）、再募集人数及び検査内容は、平成23年3月16日（水）の入学者選抜合格者発表後に岩手県教育委員会が発表する。

4 通学区域

(1) 県内から志願する場合

県内志願者は、「岩手県立高等学校の通学区域に関する規則」第4条（P. 26）により、通学区域の制限はない。

(2) 県外から志願する場合

県外志願者は、「県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定」（P. 29～P. 31）又は「Ⅷ 特別入学志願者取扱要領」（P. 23）による。

5 出願制限

(1) 「Ⅱ 一般入学者選抜」の第1の4（P. 4）に準ずる。

(2) 特別な事由により、既に岩手県立高等学校又は盛岡市立高等学校に合格した者が再募集を行う学校に志願する場合は、合格先高等学校長から合格を取り消すことについて、承認を得なければ出願できない。

なお、この場合、合格先高等学校長は高校教育課長と協議を行うものとする。

6 出願期間

(1) 期 間 平成23年3月17日（木）～3月22日（火）（ただし、休日を除く。）

(2) 受付時間 午前9時～午後4時

ただし、3月22日（火）は、午前9時～正午とする。（必着）

7 出願手続とその処理

(1) 県教育委員会の事務処理

教育長は、再募集を行う高等学校（学科等）、再募集人数及び検査内容を各高等学校長及び各教育事務所長あて3月16日（水）中に通知する。これにより各教育事務所長は、直ちに管内の各中学校長に通知する。

(2) 志願者の手続

次の書類を中学校長の指定する期日までに、中学校長あて提出する。

なお、学校教育法施行規則第95条該当者は直接志願先高等学校長に提出する。

ア 入学願書（一般入学願書と同じもの）を新規に作成する。A票・C票には何も記入しないこと。

ただし、平成23年度岩手県立高等学校入学者選抜に出願手続きをしなかった者については、A票（岩手県収入証紙貼付）も作成すること。

イ 旧受検票（写）（平成23年度岩手県立高等学校一般入学者選抜又は盛岡市立高等学校一般入学

者選抜を受検した際に使用したもの)

- ウ 特別な事由により、既に岩手県立高等学校入学者選抜又は盛岡市立高等学校入学者選抜において合格した者が、再募集に志願する場合は、合格先高等学校長の合格取消承認書（様式任意）を添付すること。

(3) 中学校長の処理事項

出願期間内に、次の書類を志願先高等学校長あて提出する。

ア 入学願書（一般入学願書と同じもの）（A票・C票には何も記入しないこと。）

イ 旧受検票（写）

ウ 志願者名簿（様式3）

エ 調査書（様式1）（同一校を再志願する場合は不要）

オ 健康診断票

体育科、体育コース、体育学系、スポーツ健康科学学系の志願者については、健康診断票の写しを添付する。（同一校の同一学科（学系、コース）を再志願する場合は不要）

なお、体育科、体育コース、体育学系、スポーツ健康科学学系の志願者で、中学校卒業後及び定期健康診断以後において健康状態が著しく変わった者については、平成22年12月以降の健康診断による診断書を添付する。

カ 適性検査実技選択調査票（様式適-1）

不来方高等学校芸術学系音楽コースの志願者については、「適性検査実技選択調査票」を添付する。

キ 特別受検願（様式5）

病気や視覚、聴覚、その他身体等に障がいがあるために、通常受検に支障を生じるおそれがあり、受検に特別な配慮が必要な場合には、「特別受検願」を提出する。

ク やむを得ず「Ⅱ 一般入学者選抜」を受けなかった者で、再募集に志願する場合は、中学校長が、「Ⅱ 一般入学者選抜」を受検しなかった理由書等（様式任意）を志願先高等学校長に提出する。

ケ 特別な事由により、合格を辞退し、他校の再募集に志願する場合は、中学校長がその事由等について教育事務所長と協議するものとする。

なお、この場合、当該教育事務所長は高校教育課長と協議を行うものとする。

(4) 高等学校長の処理事項

ア 志願先高等学校長は、受け取った入学願書について、「入学願書受取票」（様式7）及び受検票を各中学校長あて交付する。

イ 志願先高等学校長は、再募集志願者の一般入学者選抜学力検査の成績を選抜の参考にする場合、「Ⅱ 一般入学者選抜」を受検した高等学校長に「学力検査成績通知書」（様式11）の送付を依頼し（様式任意）、依頼を受けた高等学校長は、「学力検査成績通知書」を送付する。

第2 選 抜

1 検査内容

(1) 調査書、面接

(2) 小論文又は作文

※ この他に学校、学科（学系、コース）によって、学力検査及び適性検査を実施することができる。

なお、学力検査を実施する場合には、教科数を減ずることができるものとする。

2 日程等

- (1) 検査期日 平成 23 年 3 月 24 日 (木)
- (2) 集合時刻 午前 8 時 30 分 ※検査の時程については、実施校ごとに校長が定める。
- (3) 検査場 志願先高等学校 (本校又は分校)
- (4) 実施内容 実施校ごとに校長が定める。
- (5) 受検者携行品 受検票、上履き、その他志願先高等学校から指示されたもの。
※携帯電話等は検査場に持ち込まないこと。

3 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、各高等学校において学校、学科 (学系、コース) の特色に配慮しながら、その教育において必要とされる能力・適性等を総合的に判定して行う。
- (2) 実施校は、選考に当たって、一般入学者選抜の学力検査の成績を参考にすることができる。
- (3) 調査書、面接、小論文又は作文 (さらに、学力検査、適性検査も実施する場合には、それらも含む) の配点については、実施校ごとに校長が定める。

4 合格者の発表

3 月 28 日 (月) 午後 3 時、志願先高等学校 (本校または分校) において受検番号により発表する。

5 合格者等の報告・通知

高等学校長は、中学校長あて「選考結果通知書」(様式 8) 及び「合格通知書」(様式 9) を速やかに送付する。

また、高等学校長は、県教育委員会に指定された日時までに合格者数を「いわて教育情報ネットワーク」の端末で報告するとともに、速やかに「合格者数報告書」(様式 10) を郵送する。

6 学力検査の得点の口頭による開示請求

「Ⅱ 一般入学者選抜」の第 2 選抜の「7 学力検査等の得点の口頭による開示請求」(P. 10) に準ずる。

第 3 そ の 他

1 表簿の保存

選抜に関する表簿保存期間は、学校教育法施行規則第 28 条の規定により 5 年とする。

2 指導要録抄本等の送付

中学校長は、進学した生徒について、当該生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を、進学後 30 日以内に進学先の高等学校長に送付する。